



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
10月13日(火)
第745号

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定.....	713
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更.....	714
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定辞退.....	715
○遊漁規則の変更.....	715
○道路の区域の変更.....	718

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出.....	719
○都市計画決定図書の写しの縦覧.....	721

告 示

栃木県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
コストコホール セール壬生倉庫店 薬局	下都賀郡壬生町安塚 3360	コストコホールセール ジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハン ト	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	育成医療及び 更生医療
いまいずみ薬局	栃木市今泉町 1-2-6	いちょう薬局株式会社 代表取締役 佐藤 裕之	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	育成医療及び 更生医療
ウエルシア薬局 小山栗宮店	小山市栗宮432- 1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	育成医療及び 更生医療
ウエルシア薬局 栃木藤岡店	栃 木 市 藤 岡 町 藤 岡 1170- 1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和 8 (2026) 年 10月 1 日	育成医療及び 更生医療
なごみ薬局 都賀	栃木市都賀町家中字諏	株式会社ブライトネスワ	令和 8 (2026) 年	育成医療及び

店	訪北2231-23	ン 代表取締役 車田 伸寿	10月1日	更生医療
かみや調剤薬局 葛生店	佐野市葛生東1-635-5	株式会社かみや薬局 代表取締役 森 昌平	令和8(2026)年 10月1日	育成医療及び 更生医療
コストコホール セール壬生倉庫店 薬局	下都賀郡壬生町安塚 3360	コストコホールセール ジャパン株式会社 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
いまいずみ薬局	栃木市今泉町1-2-6	いちょう薬局株式会社 代表取締役 佐藤 裕之	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局 小山栗宮店	小山市栗宮432-1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局 栃木藤岡店	栃木市藤岡町藤岡 1170-1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
ワイアンドワイ薬 局 栃木店	栃木市大町22-60	有限会社ワイアンドワイ 代表取締役 野口 豊	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
すずなり薬局	那須塩原市美原町4-921	株式会社ACE 代表取締役 橋本 竜	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
訪問看護ステーションぷらす	佐野市植下町605-7	株式会社Pressing & Co 代表取締役 新井 智之	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療
訪問看護ステーション明和	宇都宮市緑1-3-1	株式会社明和ケアサービ ス 代表取締役社長 山本 総	令和8(2026)年 10月1日	精神通院医療

栃木県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年10月13日

栃木県知事 福田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
緑の郷さくら薬局	宇都宮市西刑部町桑島 台 2448-6 (宇都宮市 西刑部町2448-4-2)	河北調剤株式会社 代表取締役 藤田 和義	令和 8 (2026) 年 9 月 1 日	精神通院医療

※変更年月日欄を除く表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一

病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	辞 退 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
佐野市国民健康保 険野上診療所	佐野市白岩町361	佐野市 市長 金子 裕	令和 8 (2026) 年 11月30日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第481号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第 3 項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 漁業権者の住所及び名称

大田原市桧木沢1033番地

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

2 漁業権の免許番号

内共第 1 号、内共第 2 号、内共第26号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第 1 号、内共第 2 号及び内共第26号第 5 種共同漁業権遊漁規則
(令和 6 年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の案に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(漁具及び漁法の制限) 第 3 条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、 徒手、手釣、竿釣（ <u>あゆの友釣、あゆるア</u> 釣以 外の掛釣及び空釣を除く。）、投網、四手網、た も網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法 を用いてはならない。	(漁具及び漁法の制限) 第 3 条 遊漁者は、本会が別に定める場合を除き、 徒手、手釣、竿釣（ <u>あゆの友釣</u> 以 外の掛釣及び空釣を除く。）、投網、四手網、た も網、手網、やす突又は置針以外の漁具及び漁法 を用いてはならない。

2 略

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
あゆルアー釣	使用する竿は、ルアーロッド (4 m以内) に限る
	使用する針は、4 本イカリ、3 本イカリ、蝶バリ (1 段)、1 本針に限る
	ハリスの長さは、20センチメートル未満のもの

4 ～ 5 略

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間
全漁法	1 那珂川 (1)～(4) 略 (5) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流深山橋に至る深山ダム湛水区域 2 ～ 6 略	1 月 1 日から12月31日まで

2 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 8 (2026) 年10月13日

II

- 漁業権者の住所及び名称
足利市常見町623番地 4
渡良瀬漁業協同組合
- 漁業権の免許番号
内共第24号
- 遊漁規則の変更内容

2 略

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

漁 具 及 び 漁 法	規 模
あゆ疑似オトリ釣 (あゆルアー釣)	使用する竿は、ルアーロッド _____ に限る。 竿の長さは 4 m以内とする。 使用する針は、4 本イカリ、3 本イカリのみとし、針の数は 1 本とする。 ハリスの長さは、20センチメートル未満のもの 使用できる区間は、本会が別に定めて公示する。

4 ～ 5 略

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

漁具及び漁法	区 域	期 間
全漁法	1 那珂川 (1)～(4) 略 (5) 那須塩原市百村深山ダム堰堤から上流梅船橋に至る深山ダム湛水区域 2 ～ 6 略	1 月 1 日から12月31日まで

2 略

(1) 変更に係る遊漁規則

渡良瀬漁業協同組合内共第24号第 5 種共同漁業権遊漁規則（令和 6 年栃木県告示第65号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の案に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第 5 条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
組合が定めて公示する魚種	組合が定めて公示する区域	組合が定めて公示する期間

2 第 3 条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

(1) ルアー、フライ、リールを使用しない餌釣及び毛バリ釣（テンカラ釣）以外の漁法を用いてはならない。

(2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。

(3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

(禁止区域等)

第 6 条 略

(全長制限)

第 7 条 略

(尾数制限)

第 8 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、同表の中欄に掲げる区域において右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	区 域	尾 数
組合が定めて公示する魚種	組合が定めて公示する区域	組合が定めて公示する尾数

(遊漁料の額及び納付方法)

第 9 条 略

2 ～ 3 略

4 前 3 項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は次の表のとおりとする。

ただし、冬季にじます遊漁を行う場合は、組合

改 正 前

(禁止区域等)

第 5 条 略

(全長制限)

第 6 条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 略

2 ～ 3 略

4 前 3 項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料（消費税額を含む。）は次の表のとおりとする。

事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所において別途2,000円を納付することとする。

略

5 略

第10条～第13条 略

略

5 略

第 8 条～第11条 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 (2026) 年10月13日

Ⅲ

1 漁業権者の住所及び名称

日光市足尾町松原 6 番 3 号

足尾町漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第25号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

足尾町漁業協同組合内共第25号第 5 種共同漁業権遊漁規則（令和 6 年栃木県告示第65号）

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の案に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			
(遊漁料の額及び納付方法)			
第 7 条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。			
魚 種	種 別	遊 漁 料	附加料金
全魚種	1 年間券	<u>9,000円</u>	<u>6,000円</u>
	2 日釣券	<u>3,000円</u>	<u>6,000円</u>
注 1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。			
注 2 年間券を使用できる期間は、第 4 条に定めるところによるものとする。			
注 3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。			
2 ～ 5 略			

改 正 前			
(遊漁料の額及び納付方法)			
第 7 条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。			
魚 種	種 別	遊 漁 料	附加料金
全魚種	1 年間券	<u>8,000円</u>	<u>500円</u>
	2 日釣券	<u>2,500円</u>	<u>500円</u>
注 1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種をいう。			
注 2 年間券を使用できる期間は、第 4 条に定めるところによるものとする。			
注 3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場監視員に納付することができる。			
2 ～ 5 略			

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 (2026) 年10月13日

(農村振興課)

栃木県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 (2026) 年10月13日から同年11月11日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	芳賀郡茂木町大字増井字釜ヶ沢73-5 から 芳賀郡茂木町大字増井字久保田2-2 まで	7.0 ~ 14.3	600.0	
	後	芳賀郡茂木町大字増井字釜ヶ沢73-5 から 芳賀郡茂木町大字増井字久保田2-2 まで	11.1 ~ 20.0	600.0	

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和9（2027）年2月15日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライアルドラッグ益子店
芳賀郡益子町大字益子字栗崎2795番1 外4筆
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の名称	トライウエル益子店	トライアルドラッグ益子店	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社トライアルカンパニー	株式会社トライアルカンパニー	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

の代表者の氏名	代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	代表取締役 永田 洋幸 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	
---------	--------------------------------------	--------------------------------------	--

- 4 届出年月日
令和 8 (2026) 年 9 月 30 日

- 5 縦覧場所
県ホームページ

II

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライアルドラッグ茂木店
芳賀郡茂木町大字茂木字番ノ前1398番 2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の名称	トライウェル茂木店	トライアルドラッグ茂木店	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

- 4 届出年月日
令和 8 (2026) 年 9 月 30 日

- 5 縦覧場所
県ホームページ

III

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル氏家さくら店
さくら市櫻野字海道上2022番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

4 届出年月日

令和 8 (2026) 年 9 月30日

5 縦覧場所

県ホームページ

(経営支援課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第 1 項の規定により令和 8 (2026) 年10月 1 日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（下原地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第 2 項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年10月13日

栃木県知事 福 田 富 一
(都市政策課)